

京都市訓令甲第30号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市要休養職員取扱規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第2条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第3項中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第4条第3項の規定により勤務を要しない日を設けられた再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人材育成推進室)